

入札参加者の心得

入札

- 1 入札参加資格者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等の規定に抵触する行為を行ってはなりません。
- 2 入札参加資格者又は当該入札参加資格者の代理人は、他の入札参加資格者を代理することができません。
- 3 入札書は市指定様式によるものとし、これに入札参加者の氏名、件名、入札金額等を記入し、封筒に入れ「ㇼ」等のしるしで封緘し、提出してください。
また、令和4年1月1日から、行政手続きに係る押印等の見直しに伴い、入札書等の押印の義務付けを廃止したことから、押印に代えて責任者等の氏名及び連絡先の記載を可とします。押印のない入札書を提出する場合は、入札書の余白に、責任者（事務を担当する部門の長）の氏名及び担当者の氏名をフルネームで記載し、更に連絡先として法人の電話番号（固定電話。設置していない場合は携帯電話）を記載（以下「責任者等の記載」という。）してください。
押印がなく、上記の記載がない場合は、無効となります。
なお、訂正する可能性がある場合は、代表者印を押印し、住所、商号又は名称、代表者氏名、入札金額、案件名及び年月日を記載の上、投函してください。訂正する場合は、訂正箇所には必ず押印してください。ただし、金額の訂正は認められません。金額の訂正をした場合は、無効として取扱います。
- 4 質問に対する回答
質問に対する回答については、当該質問をした者に通知するほか、見積書提出に先立って、取りまとめて全見積参加者にその内容をファクシミリで通知します。見積参加者は、当該内容を熟知の上、見積書を提出しなければなりません。
なお、次の書類間に相違がある場合の優先順位は、次の（1）から（3）までの順番とし、これにより難しい場合は、発注者と受注者とが協議して定めるものとします。
 - （1） 契約書
 - （2） 質問回答書
 - （3） 仕様書
- 5 入札書の引換え等の禁止
 - （1） 提出した入札書は、引換え、書換え又は撤回をすることができません。
 - （2） 見積書提出後の辞退は、原則として認めません。ただし、開札までの間に、辞退申請書を提出し、辞退の理由が真にやむを得ないと市長が承認した場合は、辞退することができます。この辞退後は、当該案件について見積書を再提出することはできません。
- 6 参加資格要件を満たすことの誓約
見積書を提出した者は、地方自治法施行令第167条の4第1項各号のいずれにも該当しないことを誓約したものとみなします。
- 7 入札を辞退しようとするときは、入札を辞退する旨の届（業務名、住所、商号又は名称、代表者氏名、責任者等の記載を記載したもの）を西部クリーンセンターに直接持参するか郵送（入札書提出限日の前日までに到達するものに限り。）してください。
- 8 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その小数点第2位未満（銭未満）の端数を切り捨てた額）をもって契約単価としますので、入札者は、課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、「契約期間を通じて使用する、供給物品に係る単位数当たりの契約金額（税抜き）」を入札金額として入札書に記載してください。また、入札単価は円単位（整数）で記入してください。記載事項を訂正するときは、誤字に二重線を引き、上部に正書し、欄外にその旨を明記してください。ただし、金額の訂正は認められません。
- 9 提出した入札書は、引換え、書換え又は撤回をすることができません。
- 10 入札書を提出した者は、地方自治法施行令第167条の11第1項において準用する同令第1

6 7 条の 4 第 1 項各号のいずれにも該当しないことを誓約したものとみなします。入札書提出後、この参加資格を満たさないことが明らかになったときは、その入札書については、高松市契約規則第 1 2 条の 4 第 1 号の例により、無効として取り扱います。

- 11 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。
 - (1) 同一の入札について 2 以上の入札書を提出したもの
 - (2) 文字の解読し難いもの
 - (3) 入札書の金額を訂正したもの
 - (4) 共謀結託したと認められる者のしたもの
 - (5) 郵送方法が一般書留又は簡易書留のいずれでもないもの
 - (6) 郵便封筒の宛先の記載が誤っているもの（当該案件の契約所管課を特定するに足りないものを含む）
 - (7) 入札書が封入されていないもの
 - (8) 市指定の入札書以外によるもの
 - (9) 入札書を封入した封筒に当該案件を特定するに足りる記載のないもの
 - (10) 入札書を封入した封筒に記載された案件名と入札書に記載された案件名の異なるもの
 - (11) 入札書を封入した封筒に他の書類が封入されているもの
 - (12) 鉛筆等の容易に訂正可能な筆記用具で記載したもの
 - (13) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に指定した事項に違反したもの
- 12 入札書提出に当たっての注意事項
 - (1) 共通事項
 - ア 入札書は西部クリーンセンター指定の入札書（入札案内時に送付したもの）を使用してください。
 - イ 件名及び入札日時を確認の上、【入札書の封入・封緘】により封緘し、提出してください。
 - ウ 入札書の提出がなかった場合は、入札を辞退したものとして取り扱います。
 - (2) 持参の場合
 - (1) のイにより入札書を入れた封筒を西部クリーンセンターへ持参してください。入札書封筒をコピーし、受付印を押印したものを受領の記録としてお渡します。なお、指定日時以外の提出は受け付けできませんので、御注意ください。
 - (3) 郵送の場合
 - ア 入札書提出日時の期限必着です（消印有効ではありません。）。
 - 入札書が西部クリーンセンターに到着した日時については、郵便追跡サービス（<https://trackings.post.japanpost.jp/services/srv/search/>）によるものとします。
 - イ 郵送に当たっては、一般書留又は簡易書留によってください。
 - ウ 郵送用封筒は末尾の記載例に従い、記載してください。

開 札

- 1 入札通知書に記載の日時に行い、各入札者の入札金額が予定価格の制限の範囲内でないときは、再度の入札を行います。この場合、初回の入札において無効の入札をした者又は失格となった者は、再度の入札に参加することができません。
- 2 入札執行回数の限度は、初回の入札及び再度の入札を合せて 2 回とします。
- 3 再度の入札をする場合において、初回の開札の結果発表した最低入札金額以上の金額で入札した者は、失格とします。
- 4 落札者が決定した場合は、速やかに、落札者に連絡します。落札者は、予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札した者とします。

また、入札結果は、西部クリーンセンターの窓口で、高松市一般競争入札及び指名競争入札の結果の公表に関する要綱（昭和 5 7 年 6 月 1 日施行）の基づく閲覧に供するものとします。
- 5 落札となるべき同価格の入札者が 2 人以上あるときには、直ちに、くじにより落札者を決定します。この場合「契約監理課カウンタ見積箱への投函方式による見積合せに係るくじ要領」（契約監理課ホームページ掲載）の例により、決定します（くじの辞退はできません。）。
- 6 再度入札をしても落札者がいない場合は、入札を不調とし、随意契約を行うこととし、再度の入

札で最低の価格を提示した者から見積を徴取し、その者が予定金額の制限の範囲内の価格で見積りをしたときは、契約の相手方とします。

- 7 落札者が免税事業者である場合は、発注者が指定する期限までに「免税事業者届出書」を提出してください。期限までに提出がない場合、発注者は当該落札者を課税事業者として取り扱うものとします。

入札の停止、中止及び取消し

緊急やむを得ない理由により、入札を行うことができないと認めるときは、入札を停止し、中止し、又は取り消すことがあります。

異議の申立て

入札者は、入札書提出後は、この要領その他入札条件の不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることは、できません。